

◆民事系科目第1問 民法 に対するヒアリング の要旨

※今回ようやく民法のヒアリングが発表されましたが、2009年受験生の時間節約のために、2009年論文答案作成にとって重要と思われるところを辰巳の責任で抜粋要約しました。全文を読むには末尾リンクで法務省ページにアクセスして下さい。

		民法 ヒアリング	辰巳法律研究所コメント
全体について	採点方針	<p>受験者の能力を多面的に測ることを目指した。すなわち、第1に、民法上の基本的な問題についての理解が着実にできているかどうかを確かめることにした。第2に、単に知識の確認をするだけでなく、掘り下げた考察をしそれを明確に表現する能力、論理的に一貫した叙述をする能力、及び、具体的事実について法的観点から評価し構成する能力を確めることにした。第3に、基本的な問題の奥に存在する、より高度な問題に気が付いて、それに取り組む答案があれば、これを積極的に評価することにした。</p> <p>不動産の売買・賃貸借・相続といった民法の中でも最も基本的な領域の問題に絡めて、財産法と家族法における基本的理解を確認することを考えた。</p> <p>基本的な理解という誤解され、判例や論点の暗記に走ってしまうおそれもある。そうではなく、現実の問題を解決するための基本的な理解、つまり基本的な知識だけではなく、「理解」という点が重要であると、改めて強調したい。</p>	<p>現実の問題を解決できるための基本的な理解、つまり基本的な知識だけではなく、「理解」という点が重要であると、強調されています。</p>
	設問1 小問(1)	<p>設問1については、出題の意図に即した答案が比較的多く、おおむね予想されたとおり、一応の水準に達するものが比較的多くあった。</p> <p>設問1は、おおむね良好な出来具合であったと評価する委員が少なくなかったものの、そのような評価をする委員の中でも、下位の答案には非常に低い質のものがあるということを指摘する意見もあった。</p> <p>設問1では、比較的基本的な問題点が問われているが、質の低い答案の典型として、この基本的な問題点についての理解がそもそもできていない、というものがあつた。</p>	
論点について	設問1 小問(2)	言及なし	
	設問1 小問(3)	言及なし	
	設問2	<p>設問2については、論理的思考能力を試す問題であるが、設問1で個別の問題については非常に型にはまったような解答ではあるもののそれなりに書いているものが、設問2で論理的に述べるということになると、もうできなくなってしまっている、そういう意味での質の低さというものもあつた。また、設問1だけを見るとある程度できているように見えるが、設問2になると急に実力のなさを露呈しているものもあつた。質の低さというものにも何種類かあるが、残念ながら、こちらの想定よりも質の低いものも一部に見られたということである。</p> <p>基本的な理解ができているかどうかについて、答案に書けるということと、理解できているということがずれている可能性がある。答案だけを見ると、その問題点については、あたかも理解しているかのように見えるが、実は、自分の頭でよく理解して書いているのではないということが、設問2になるとはつきりする。つまり、1個1個のことについては正しい答えをするけれども、論理的におよそつながらないはずのものをつなげてしまつとか、あるいは、今回判例のある部分を引用しているが、それが常に正しいものだとなぜ前提にした上で、それに合うようにと、論理的な整合性を無視してでも、とにかく判例の意見に乗ろうとする、そういう力不足が見られたということである。判例の結論を所与のものとして絶対視するという傾向は一般的に法科大学院の学生の中にある。</p>	<p>論点についての基本的な理解というのは、関連するほかの論点との論理的な整合性にも目を配ることが指摘されています。</p> <p>論点間の関係、小問間の関係にも注意する必要があります。</p>

[新司法試験考査委員\(民事系科目\(民法\)\)に対するヒアリング](#)については、

◆刑事系科目第1問 刑法 に対するヒアリング の要旨

※今回ようやく刑法のヒアリングが発表されましたが、2009年受験生の時間節約のために、2009年論文答案作成にとって重要と思われるところを辰巳の責任で抜粋要約しました。全文を読むには末尾リンクで法務省ページにアクセスして下さい。

	刑法 ヒアリング	辰巳法律研究所のコメント	
全体について	採点方針等	必要なのは、法的な規範についての理解と、それに対する事実の当てはめ、そして、その両方についてバランスの取れた力が備わっていることだと考えているが、私たちが採点した答案の中には、一定の力を備えているものが多いものの、不満の残る答案もかなりあるわけである。私たちが、こういう点まで法的な問題として気付くことができるのだろうかと気にしていた点についても、問題点としてとらえ、論じられている答案があり、その点は、評価したい。	今回も、法律実務家にとって必要不可欠な車の両輪である①法的な規範についての理解と②それに対する事実の当てはめが強調されています。
	能力分布	試験では、能力の差がはっきり現れるようなものが良いと思う。そのような観点からすると、例えば、刑法で器物損壊を出題するとか、手続法では、準抗告や保釈を出題するとか、そういった出題をすると、より自分で考える人とそうでない人の差が出るのではないと思う。民事系で、相続が出題されているが、恐らくそのような出題であれば、できる人とできない人の差がはっきり出たであろうという印象を持った。 刑法について申し上げると、どの辺りに山があるかということでは、もう少し山ができる方に寄ってもらいたいと考えており、私たちが望んでいるところまでは至っていないというのが実情である。ただ、非常にできない方に分布が偏っている、というところまでの状況ではない。後者の点については、刑法は比較的オーソドックスな問題を出しており、普通に勉強していればそれなりにできるという問題である。そうでない問題を出すと、実力がよく見られるという面もあるが、他方、ごく少数の人しかできず、その他の多数は、全くできないという結果もあり得ることから、その両面を考えながら、オーソドックスな問題だけではなく、今まで直接は問われていないがそれまでの学習成果を踏まえた出題ができないかと考えているところである。また、できるだけ実際にありそうなケースを出題することも必要ではないかと考えている。	予想外の分野が出題される可能性もあることが示唆されています。
論点について	甲乙の共犯関係	言及なし	
	甲の罪責～強盗罪	事実を分断してとらえ、ここまでは脅迫罪で、この後が強要罪だという答案が散見されたということが印象に残った。初学者がこのような誤りをするにはあると思うが、法科大学院の課程を修了してくる者が、このように分析的・分析的に書いてしまうのは、非常に奇妙な答案ではないかと思われた。採点していて、強盗が「黙れ」というだけで強要罪というのは、どうかと思われた。これは、やはり全体の事実の流れの中で個々の事実を位置付けて評価するという視点が弱いからではないかと思う。法理論は勉強できても、世の中の事実の見方がその受験生には不十分だったのではないか。こういう答案は、事実のとらえ方自体に問題があると思う。全体の流れが全然見えておらず、文字面だけを一つ一つ追って、これは何、それは何というふうにししか考えられていない。やはり非常に不自然に思えるところであり、悪い意味で印象に残る。	個々の事実を別個に検討するのではなく、全体の事実の流れを把握した上で、具体的な事実を評価する必要があるとされています。
	甲の罪責～Bの死傷結果の帰責	若干内容に立ち入ると、出題者としては、強盗致死傷罪の成否について、強盗の機会に致傷行為があれば、端的に強盗致死傷罪が成立すると形式的に論じるのではなく、強盗の機会に足りるという実質的な根拠を踏まえた上で、その刑事責任・罪責を論じてほしいと考えていたが、その点をとらえられているものはかなり多かったと思う。もちろん完璧に答えているわけではなく、不満の残る部分はあったが、問題点をとらえ、それについて論じていたという点においては、成果があったのではないかと思う。ただ、出題では、詳しい事実関係を提示して、それについて犯罪が成立するかどうかを具体的に論じることを求めているが、答案には、事実だけを羅列した上で、結論だけが出てくるというタイプのものが見られた。法的規範を踏まえた上で、問題文に与えられた事実をどのように意味付けるかという観点が非常に大事なのであるが、結論がどこから出てくるのかははっきりしないまま、どこからか出てきた結論に向かって、事実をそれに合わせた形で並び替えているだけにすぎないものがあったのが残念であった。もっと事実をきちんと把握した上で、それについて意味付けをし、法的規範との関連付けをしっかりと行ってほしかった。	強盗の機会に足りるという実質的な根拠を踏まえた上で、その刑事責任・罪責を論じてほしいとされており、結論にいたる理由付けの重要性が強調されています。
	乙の罪責～甲の強盗行為との関係	細かい点になるが、窃盗罪を認定する部分について、それが300万円についての窃盗なのか、302万円の窃盗なのかという点について、触れていない答案が非常に多かったことが気になった。新司法試験の問題は、事実をどう評価するかが大事であるが、今回の問題では幾らについて窃盗罪が成立するかが一つの大切な問題点であるにもかかわらず、そこに触れていない答案が相当数あった。もう少し、事実をどう評価するのか、この事実はどう法律を当てはめるか、という点に意識を払ってほしいと思う。	窃盗の範囲、具体的な金額を明確にしていらない答案は評価が低いとされています。具体的な事実をどう評価するのか、この事実はどう法律を当てはめるか、という点に意識を払ってほしいとされています。
	乙の罪責～Bへの暴行の評価	言及なし	
	結論・罪数	今回の事例は非常に基本的な事例であり、複雑な論点は出てこない問題なので、刑法の勉強を地道にきっちりやっていたら、大きく外れることのない結論が出る問題だろうと思う。そういう意味で、受験生が勉強しているかどうかの成果が出る問題だと思う。ただ、こちらが想定していた甲乙の罪責についての結論、多くの人が到達するであろうと予想していた結論にきっちり到達している答案は意外に少なかったという印象はある。	

◆刑事系科目第1問 **刑事訴訟法** に対するヒアリングの要旨

※今回ようやく刑事訴訟法のヒアリングが発表されましたが、2009年受験生の時間節約のために、2009年論文答案作成にとって重要と思われるところを辰巳の責任で抜粋要約しました。全文を読むには末尾リンクで法務省ページにアクセスして下さい。

	刑事訴訟法 ヒアリング	辰巳法律研究所コメント
採点方針等	<p>刑事訴訟法という科目は、犯罪捜査と刑事裁判という法律実務において重要な事項を扱う基本科目であり、実務の前提となる法解釈の部分をしっかり理解してほしいところである。問題作成に当たっても、その趣旨を踏まえた問題を作成するという方針で行ってきた。つまり、詳細な具体的事実関係を示し、その中で生起している犯罪捜査と刑事裁判に関わる問題点、刑事裁判の証拠に関する問題点、これらを事実の中から発見・画定しその解決を求めるといった形になっている。そのような問題は当然法解釈を伴う問題であるので、法科大学院で教育された理論教育に基づいてしっかりと法解釈をやっていただき、その上でこれを事実当てはめる。当てはめについては、法解釈ができていれば、どのような事実が大事な要素であり、あるいはそうではないかというの、おのずと仕分けられるようになるはずである。このように、的確に事実を抽出し、法解釈に基づいた規範の当てはめをし、そして結論を論理的で明晰な文章で的確に表現する、そういう能力を確かめるのが出題の趣旨である。恐らくこれは、他の法律科目でも同様に一番の基本ではないかと思うが、それを刑事裁判と犯罪捜査に関する事実を素材にして、受験生の能力を問うているのである。</p>	<p>法解釈の重要性が強調されています。また、法解釈ができていれば、どのような事実が大事な要素であり、あるいはそうではないかというの、おのずと仕分けられるようになるはずである、とされています。</p>
全体について	<p>全体の印象としては、3回の司法試験を経て、求められている能力についての理解が浸透しつつあり、その意味で法科大学院教育の成果が現れてきているのではないかと感じる。具体的な事実に即して、法解釈を検討し、当てはめをするという基本部分ができていた答案が、少なからずあった。ただ、一部に、一番基本的な法理論、法解釈の部分、まさに法科大学院でしか教えられない最も基本的な部分についての理解が足りないものがあった。具体的に言うと、例えば、「伝聞証拠」という刑事裁判の世界で極めて重要な基本事項について、その意味がよく理解できていないものが散見された。</p>	<p>一番基本的な法理論・法解釈、重要な基本事項の理解の重要性が指摘されています。重要な基本事項とは、例えば、伝聞証拠をいってされています。したがって、伝聞証拠は繰り返し問われる可能性があります。</p>
	<p>事実への当てはめというところも、よくできている答案もあるが、一部に、ただ事実を引用しただけで、いわば問題文を書き写しているような答案もあった。また、やはり条文が出発点であるので条文の的確な引用も大切であるが、条文の文言の正確な理解、やはり法学部レベルの話であるが、それが不十分な答案も一部あった。以上はレベルとして論外の悪例であるが、全体としては、具体的な事実に即して議論し、結論を出すという基本的な姿勢は、かなり進展してきているように思う。ただ、こちらが一番望む答案として想定しているのは、事実の意味合いを立ち入って分析し、法解釈・当てはめにまでこれを反映させるというものであるが、なかなかそのレベルまでは至ってはいない。ただ、その部分は、基礎さえ確実に修得されておれば、修習を経て、実務家になって経験を積む過程で、おのずと身に付いていくのではないかと考えている。法科大学院としては、実務家になるために必要な一番基本の理屈の部分を、実務を意識しつつ教えていくことが必要だろうと思う。その様な要請に対応した問題をこれからも作成していくことが、全体としての法曹養成過程を堅固なものにする上で大切ではないかと思っている。</p>	<p>今回も、事実を引用しただけで、いわば問題文を書き写しているような答案は評価されないと指摘されています。また、条文の正確な引用とその文言の正確な理解が大切であるとされています。</p>
	<p>これまで出題の趣旨などを公表しており、刑事訴訟法では、具体的な事実に基づき、事実関係を分析し、法解釈を行った上、事案に当てはめることを求めているということを何度も繰り返して説明してきたところである。受験生の答案からすると、ある程度そのような理解ができつつあるという印象である。ただ、やはりいまだに法解釈についての記述が不十分である答案や、事案分析が不十分である答案というものが散見される。公表されている出題の趣旨をしっかり検討し、新司法試験で何が求められているのか、ということをも十分理解し、法科大学院での学習にいかしてほしいと思う。</p>	<p>具体的な事実に基づき、事実関係を分析し、法解釈を行った上、事案に当てはめることを求めている、とされています。また、公表されている出題の趣旨をしっかり検討し、新司法試験で何が求められているのか、ということをも十分理解してほしい、と強調されています。</p>
論理的文章の訓練について	<p>第一は、法学教育というより、大学・高校レベルから、正確な日本語を書くための修練をし、言葉を大切にすることを意識していただきたい。まだ日本語になっていないというレベルの答案がある。第二は、学生の皆さんに自ら法的な事柄に関する文章を書く修練を積んでいただきたい。法科大学院での基本的な教育内容は、法解釈・法理論について教示し、さらに、学生が文献を読んで理解すること、読んだものを自分で考えることが中心となり、理解した内容をまとめた形で実際に書くというのは課外の学習に委ねられている場合も多いように思われる。また、試験問題の答案を書くという方法で指導をすれば、答案練習、受験勉強になって、良くないことだと言われている。しかし、講義と読書を通じて学習し、自ら理解したと思われることをまとめて意味の通じる文章として実際に書いてみる訓練をしなければ、法的文書の作成ができるようにはならないと思う。学生には、自分で、あるいはグループ学習を通じてそのような訓練をしてほしい。法律家は読んで、考え、書くのが仕事であり、そういう意味で、書く練習をすること自体は、いささかも悪いことではないと思っている。</p>	<p>法律家は読んで、考え、書くのが仕事であり、論理的文章を書く練習をしてほしい、とされています。</p>

論点について	設問1全体について	今回の問題の中では、ある人物の日記帳を示し、その日記帳の中に書いてあることを裁判で証拠とすることがそもそもできるのかということを知っているが、答案の中で抽象的な言葉で書かれている部分は、教科書どおりであるが、解答者がその意味内容を理解できていないために、具体的な適用を完全に誤るといった例があった。これは、法学部レベルの知識と理解を問うているので、きちんと勉強して身に付けてもらわなければならないと思う。法科大学院の教育においても、ただ教科書に書かれた言葉を覚えるのではなく、まさに何が問題になるのかを理解し、考えて、本当に分かっているというレベルまで、これは法律学の基本であるので、しっかり学習していただきたいと思う。	法理論を抽象的に理解するだけでなく、具体的に理解する必要がある、とされています。
	設問1・規範部分について	出題については、オーソドックスなものからやや外れたものも、問題としては魅力的であろうと思うが、オーソドックスなものであっても、明確に差がついているところはある。「伝聞」の理解一つを取っても、理解の深さ、充実度がかなり答案に現れている。	
	設問1・あてはめについて	言及なし	
	設問2について	言及なし	

新司法試験審査委員(刑事系科目)に対するヒアリングについては、<http://www.moj.go.jp/SHINGI/SHIHOU/090121.html>